

相続手続きに関するご案内



ひと、まち、きずな大切に。

飯能信用金庫

ごあいさつ

この度はご親族様のご逝去に接し、衷心よりお悔み申し上げます。

このご案内は、相続に関する一般的な流れと当金庫でのお手続きについて、皆さまのお役に立てるよう作成いたしました。

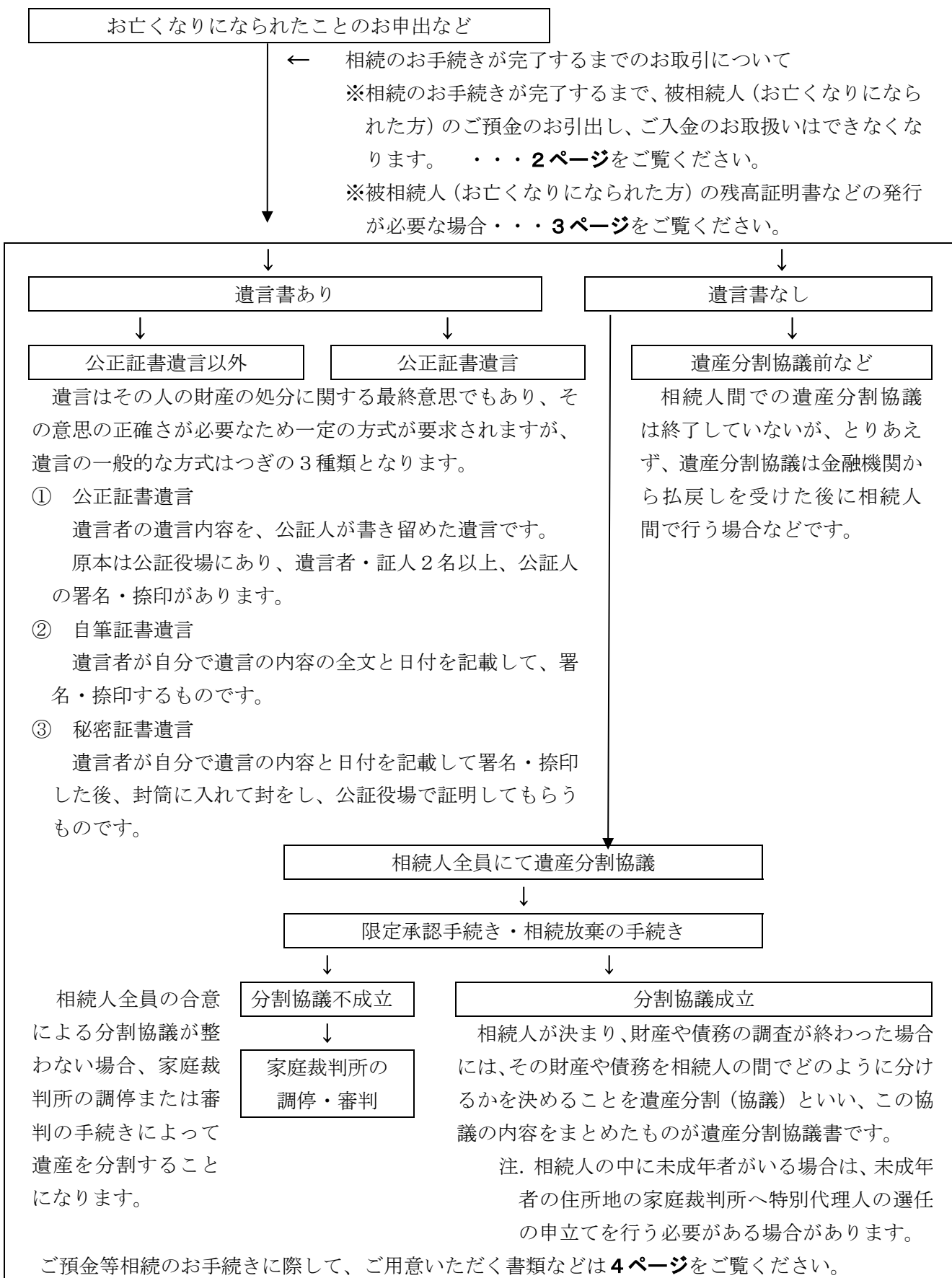
法律にかかわる事項に関しましては、弁護士をはじめ専門家にご相談いただくことをお勧めいたしますが、相続手続きの一助としてご活用いただければ幸いです。

なお、具体的な相談手続きならびに本冊子に関する問い合わせにつきましては、お近くの飯能信用金庫本支店または本部専門部署まで、お気軽にお問い合わせください。

目次

1. 相続の方法	1
2. 相続のお手続きが完了するまでのお取引について	2
(1) お取引内容とお取扱い方法	2
(2) 残高証明書などの発行	3
3. 相続預金の払戻し・名義変更で一般的にご用意いただく書類	4
(1) お手続きについて	4
(2) 必要書類	4
(3) 戸籍謄本の見方・入手の方法	6
(4) 「相続に関する依頼書」について	6
4. ご参考	7
(1) 相続の開始	7
(2) 相続財産	7
(3) 法定相続人	7
(4) 相続開始から申告までの一般的なフロー	8
(5) お願い	8
相続人確認表	9

1. 相続の方法



2. 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

(1) お取引内容とお取扱い方法

被相続人（お亡くなりになられた方）のご預金等のお引出し、ご入金、貸金庫のご利用につきましては、相続手続きが完了するまでお取扱いができなくなります。

また、以下のお取引につきましては、つぎのように取扱わせていただきます。詳しくは飯能信用金庫本支店または本部専門部署へお問い合わせください。

お取引内容		お取扱い方法
①	口座振替契約	口座振替を停止させていただきます。 なお、引き続いて口座振替のご利用を希望する場合は、別途相続人全員による「口座振替継続依頼書（相続用）」の提出など手続きが必要です。
②	振込入金	振込入金を停止させていただきます。 なお、家賃など継続的な振込入金がある場合は、別途相続人全員による「振込入金継続依頼書（相続用）」の提出など手続きが必要です。
③	自動継続式定期預金	自動継続式定期預金の満期日が到来いたしましたら、この定期預金の継続手続きは自動継続せずに停止させていただきます。 なお、継続をご希望の場合は、別途お申出ください。
④	総合口座取引	総合口座取引の通帳を窓口へお持ちください。 なお、総合口座普通預金に当座貸越がある場合は、「総合口座取引規定」に基づき総合口座定期預金と相殺させていただく場合があります。
⑤	当座預金取引	ア. 「当座勘定規定」に基づき解約処理し、解約資金は、他のご預金とともに相続手続き時にお支払いいたします。 イ. 未使用の小切手・手形用紙がございます場合は、窓口へ返却ください。 ウ. 未決済の小切手・手形がございます場合は、窓口へお申し出ください。 ご決済を希望される場合は、別途相続人全員による依頼書の提出など手続きが必要です。
⑥	貸金庫契約	開扉のお取扱いは停止いたします。 なお、一時開扉、格納物のお受取り等のお手続きにつきましては相続人全員お立会いで行ってください。
⑦	融資取引	融資のお取引につきましては、担当係が対応いたしますのでお問い合わせください。
⑧	国債等債券 投資信託 保険商品 信託商品 等	別途手続きが必要です。
⑨	その他	その他ご不明な点がございましたら飯能信用金庫本支店または本部専門部署へお問い合わせください。

(2) 残高証明書などの発行

被相続人（お亡くなりになられた方）のご預金に関する残高証明書などの発行が必要な場合は、つぎのとおりお取り扱いさせていただきますので、窓口にお申し出ください。

① 発行のお申出

残高証明書は、相続人、相続人代理人、遺言執行者、相続財産清算人、相続財産管理人のお申し出により発行いたします。

② 発行対象期間

10年以内の指定日付

③ 必要書類

つぎの書類を窓口へお持ちください。

※相続人および代理人等の本人確認書類も必要となります。

相続人	<p>ア. 被相続人がお亡くなりになられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本、または法定相続情報一覧図の写し</p> <p>注. 上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本等</p> <p>イ. 相続人の印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内）</p> <p>ウ. 残高証明発行依頼書</p>
相続人代理人	<p>ア. 被相続人がお亡くなりになられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本、または法定相続情報一覧図の写し</p> <p>注. 上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本等</p> <p>イ. 相続人代理人書類（委任状など）</p> <p>ウ. 相続人代理人の印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内）</p> <p>エ. 残高証明発行依頼書</p>
遺言執行者	<p>ア. 遺言執行者であることがわかる書類（遺言執行者選任の審判書など）</p> <p>イ. 遺言執行者の印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内）</p> <p>ウ. 残高証明発行依頼書</p>
相続財産清算人 相続財産管理人	<p>ア. 相続財産清算人・管理人であることがわかる書類（選任の審判書など）</p> <p>イ. 相続財産清算人・管理人の印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内）、または裁判所発行のものでも可</p> <p>ウ. 残高証明発行依頼書</p>
<p>ア. ご預金等が複数の店舗にある場合は、その店舗分の残高証明発行依頼書を提出願います。</p> <p>イ. 出資金、国債等債券、投資信託および保険商品につきましては、預金取引とは別途の対応になりますので、担当係がご説明させていただきます。</p>	

④ 残高証明書発行手数料

残高証明書発行に際しましては、当金庫所定の手数料をいただきます。

⑤ 経過利息付残高証明書の対象科目

対象科目：定期預金・定期積金・財形預金（税引後）

対象科目：債券（税引前）

3. 相続預金の払戻し・名義変更で一般的にご用意いただく書類

(1) 手続きについて

預金等を取得される相続人さまご本人のご来店をお願いします。

また、本人確認のための資料（マイナンバーカード、運転免許証等）もお願いします。

(2) 必要書類

	必要書類など	ご説明事項	発行先
①	相続に関する依頼書	<ul style="list-style-type: none"> 原則、相続人全員の方の自署、実印でのご捺印をお願いします。 ただし、相続の手続き方法により記入して頂く方（相続人・遺言執行者・代理人等）が異なりますので届出内容によりご説明します。 	当金庫
②	法定相続情報一覧図の写し（作成する場合）	<ul style="list-style-type: none"> 作成する場合は、以下③および④の謄本は不要です。 	法務局
③	亡くなられた方の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本など	<ul style="list-style-type: none"> お生まれの時から、お亡くなりになられた時まで続いている戸籍謄本のすべてをご用意願います。 相続人が兄弟姉妹の場合は、お亡くなりになられた方のご両親の戸籍謄本（16歳以降のもの一式）もご用意ください。 注. 既にお亡くなりになられている方について、別途、戸籍謄本をお願いすることがあります。 	<p>最寄りの 市区町村役場</p> <p>※原則、全国各地分取得可</p>
④	相続人の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> 結婚、養子縁組などで除籍されている相続人の方は、現在の戸籍謄本（戸籍抄本でも可）をご用意ください。 	全国各地分取得可
⑤	相続人の印鑑登録証明書 （ご依頼日時時点で発行から6ヶ月以内のもの）	<ul style="list-style-type: none"> 相続人全員（上記①の依頼書へ署名・ご捺印される方）について、各1通ずつ必要です。 注. 海外に住居のある方は、大使館・領事館で発行するサイン証明書が必要です。（以下⑧イの場合を除く。） 	住所地の 市区町村役場
⑥	相続人の実印・取引印	<ul style="list-style-type: none"> 預金の払戻印は実印、名義変更をされる場合は引継がれる方の取引印が必要です。 	
⑦	当金庫との取引書類等	<ul style="list-style-type: none"> お取引いただいているすべての通帳・証書、鍵、カードなどがが必要です。 注1. 当座預金がある場合は、未使用の手形・小切手もご返却いただきます。 注2. 紛失の場合は、窓口へご相談ください。 	当金庫
⑧ ア	遺産分割協議書 （遺産分割協議書がある場合）	<ul style="list-style-type: none"> 遺産分割協議書 （添付されている印鑑登録証明書は、遺産分割協議書作成日時時点で6ヶ月以内のもの） 	

	必要書類など	ご説明事項	発行先
⑧ イ	調停調書・審判書 (遺産分割調停または審判があった場合)	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所の調停または審判があった場合 注1. 調停調書正本または謄本 注2. 審判書正本または謄本および審判確定証明書 注3. 相続人に未成年者がいて遺産分割協議をする場合は特別代理人の選任が必要になる場合があります。 	家庭裁判所
⑧ ウ	遺言書 (遺言書がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書および遺言検認調書謄本 注1. 公正証書遺言の場合、検認手続きは不要です。通常、遺言執行者に手続きしていただくこととなりますが手続きは窓口へお問合せください。 注2. 法務局における遺言書保管制度を利用した自筆証書遺言は、検認手続きは不要です。この場合法務局から交付される遺言書情報証明書を提出してください。 	
⑨	相続人確認表 (作成は任意)	<ul style="list-style-type: none"> お亡くなりになられた方と相続人との関係を一覧で確認するための書類です。 注. 法定相続情報一覧図の写しの提出がある場合は不要です。 	当金庫
⑩	その他	<ul style="list-style-type: none"> 委任状 (相続手続きを委任する場合) ほか 	

【ご提出いただいた相続関係書類のお取扱について】

- ア. 必要書類は、原則すべて原本をご提出いただきます。
- イ. 遺産分割協議書・遺言書・調停書・審判書は原本の写しをとらせていただき、原本はご返却します。
- ウ. 戸籍謄本・印鑑登録証明書原本の返却をご希望される場合は、事前にお申出ください。
- エ. ご提出いただいた書類は、相続手続きのためのみに使用させていただきます。

【お願い】

上記一覧表のほかにもご用意いただく書類などがある場合もございますので、窓口へお問い合わせください。

【戸籍の名称（呼び方）】

市区町村役場のコンピュータ化により名称が変更されています。

	紙で保存されていた戸籍	コンピュータ化されている戸籍
①	戸籍謄本	戸籍の全部事項証明書
②	除籍謄本	除かれた戸籍の全部事項証明書
③	改製原戸籍謄本	—

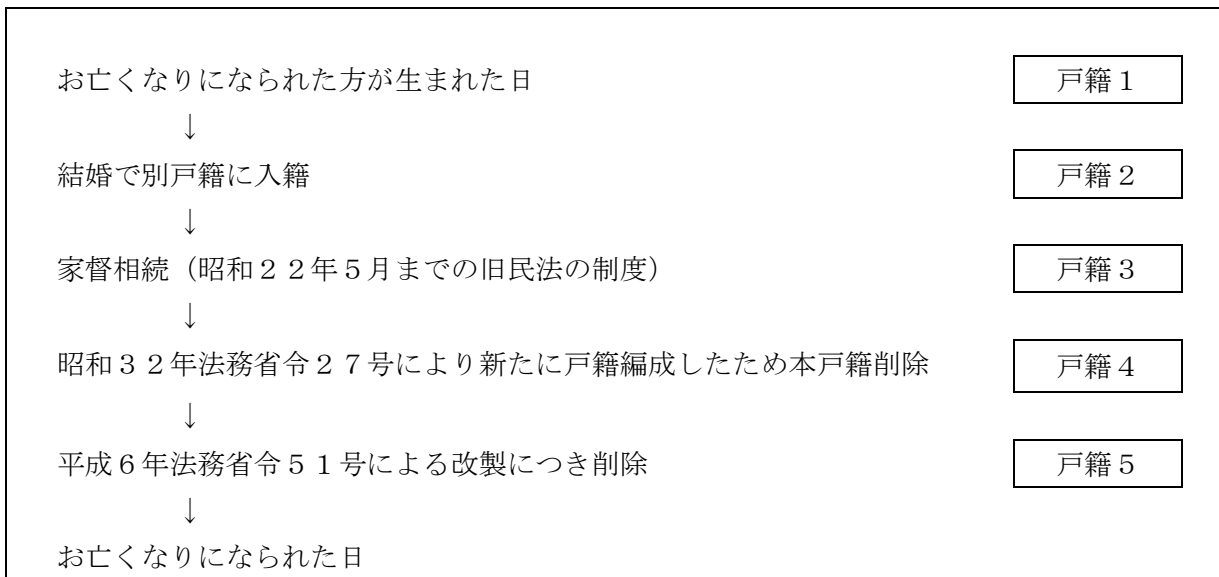
(3) 戸籍謄本の見方・入手の方法

相続手続きを行う際に必要とされる戸籍謄本について説明いたします。

- ① 相続人を確認するためには、原則、被相続人の方がお生まれになられた時からお亡くなりになられた時まで連続した戸籍謄本が必要となります。
一般の戸籍の他に、改製原戸籍が必要になる場合があります。被相続人の父母の戸籍謄本の提出をお願いする場合があります。
ア. まず、被相続人の方がお亡くなりになられた記載のある戸籍を取り、そこから遡って、その方が出生して初めて戸籍に記載された時の戸籍謄本へと取り進んでいきます。
イ. 市区町村役場で戸籍を請求される際には、「相続手続きに使用する」旨と「被相続人の方がお生まれになられてからお亡くなりになられるまでの間がわかる戸籍謄本」とご説明いただくとわかり易いと存じます。
ウ. 被相続人の方がお生まれになられた時からお亡くなりになられた時までの戸籍謄本を一箇所ですべて入手できない場合があります。
- ② 令和6年3月1日より最寄りの市区町村役場で全国各地の戸籍が入手可能です。
ただし、コンピュータ化されていない戸籍の場合は、郵送により交付を受ける方法など、当該市区町村役場にお問い合わせください。
- ③ 様々なケースがありますので、一般的なケースについて説明いたします。

【戸籍謄本の例】

主な戸籍の変更理由「大正生まれの方の例」この方の例では5通の戸籍謄本が必要です。



(4) 「相続に関する依頼書」について

- ① 「相続に関する依頼書」には、遺言書や遺産分割協議書の有無、遺言執行者や代理人による手続き、相続人に未成年者がいる場合、調停・審判によるもの等、手続き方法より署名・捺印して頂く方が異なりますのでお届出内容によりご説明します。
ア. ご記入事項を訂正される場合は、当該箇所すべてに必ず全員の訂正印をご捺印ください。
イ. ご実印の捺印において、捺印欄に「複数捺印」「不鮮明」「重ね押し」の場合は、押し直し等をお願いすることがあります。
- ② 「貸金庫」のご利用がある場合は、事前にお取引店にご連絡をお願いいたします。

4. ご参考

(1) 相続の開始

相続とは、ある人の死亡により、その人の財産についての一切の権利と義務を、死亡した人の配偶者や、一定の範囲の親族が承継することです。

死亡した人の権利や義務を引き継ぐ人のことを相続人、死亡した人のことを被相続人、相続人が受け継いだ財産のことを相続財産といいます。このように相続は、人の死亡によって開始されます。

(2) 相続財産

相続財産の主なものには以下のようなものがあります。

- ・土地、建物
- ・現金、預金
- ・株式、社債等
- ・債務（ローン、保証債務、連帯債務等）

(3) 法定相続人

民法の規定では、つぎのように順位および割合が決められています。なお、被相続人の配偶者は常に相続人となります。

順位	法定相続人	法定相続分			
		配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹
1	配偶者と直系卑属（※1）	1 / 2	1 / 2	—	—
2	配偶者と直系尊属（※2）	2 / 3	—	1 / 3	—
3	配偶者と兄弟姉妹	3 / 4	—	—	1 / 4
4	配偶者のみ	全部			

※1 直系卑属・・・被相続人の子供（代襲相続人（※3）を含みます）

※2 直系尊属・・・被相続人の父母（または祖父母）

※3 代襲相続人

被相続人の子供が、相続開始以前に死亡している場合および欠格事由や廃除により相続権を失った場合は、その子供（被相続人の孫）が代襲して相続人となります。

また、兄弟姉妹の子供も代襲相続しますが、その子供以降は代襲相続しません（甥・姪までは代襲相続します）。

代襲相続人の相続分は、その親の相続分を均等割りします。

※4 遺留分

① 遺留分は法定相続分の1 / 2

② 直系尊属のみが相続する場合には遺留分1 / 3

③ 兄弟姉妹には遺留分なし

(4) 相続開始から申告までの一般的なフロー

相続開始から申告までの一般的な手続きの流れは以下のとおりです。

7日以内	1. ご逝去—相続の開始— 市区役所・町村役場への「死亡届」のご提出
3ヶ月以内	2. 関係機関へのお届・お手続き 【生前の契約など、関係機関に確認が必要】 ① お取引金融機関へのご連絡 ② 公共料金などの契約者変更 ③ クレジットカードなどの退会届 ④ 年金保険・遺族年金・死亡保険金などのご請求 ⑤ 年金受給の停止 など 注. 上記は一例です。被相続人によって該当しないものや他に必要なものもあります。
	3. 相続手続きの事前確認事項 【相続手続きにおける重要な確認事項】 ① 相続人のご確認（法定相続人の特定） ② 遺言書がある場合・ない場合のご確認 ③ 公正証書遺言以外の遺言の場合、家庭裁判所で検認が必要 ④ 相続財産の調査・確認 ⑤ 特別代理人の選任 ⑥ 単純承認・限定承認・相続放棄の選択 ⑦ その他 ア. 葬儀費用等の領収書の保管 イ. 香典の整理 ウ. 生命保険金・退職金の受領 など
4ヶ月以内	4. 所得税に関するお手続き 被相続人の所得税の申告・納付（準確定申告）
4ヶ月以降	5. 評価額確定 相続財産の評価額を確定
10ヶ月以内	6. 遺産分割協議 相続人全員で相続財産の分割について話し合い、遺産分割協議書を作成
4ヶ月以降 10ヶ月以内	7. 金融機関のお手続き（相続預金の払戻・名義変更など） 相続人全員の署名・捺印で行う方法が一般的です。 注. 具体的なお手続きについては、お取引の金融機関にご相談ください。
	8. 不動産・有価証券の名義変更など 相続財産に不動産や有価証券がある場合は、遺産分割協議に基づきそれぞれ名義変更のお手続きを行います。
	9. 相続税の申告・納付 相続人ひとりあたりの相続財産の額が一定以上になると相続税の申告が必要となります。

上記は一般的な流れになりますが、この順番でなければならないという決まりはありません。

(5) お願い

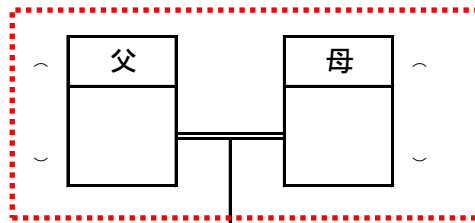
当金庫の相続預金等の事務手続きについて期限はありませんが、お手続きが済みませんと預金等の払戻しができません。お早めにお手続きをお願いいたします。

相続人確認表

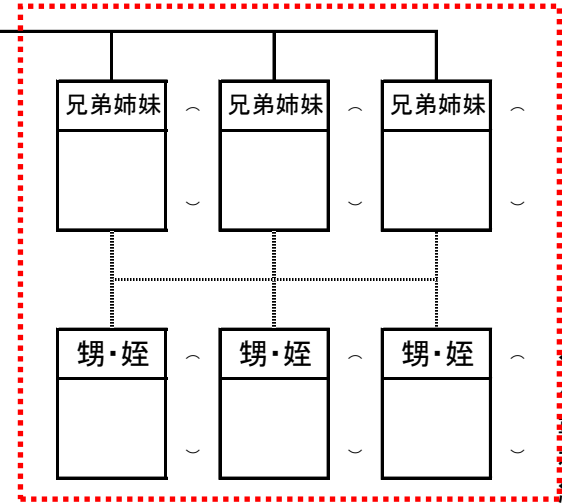
被相続人氏名

記入方法
 ・()に死亡日を記入
 ・代襲相続の場合は点線を実線で結ぶ

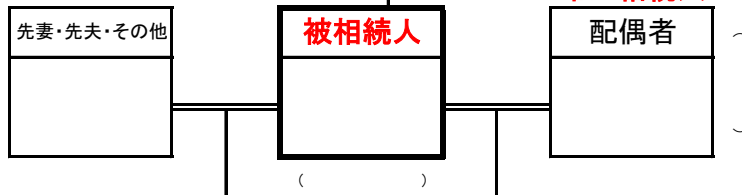
《第2順位》



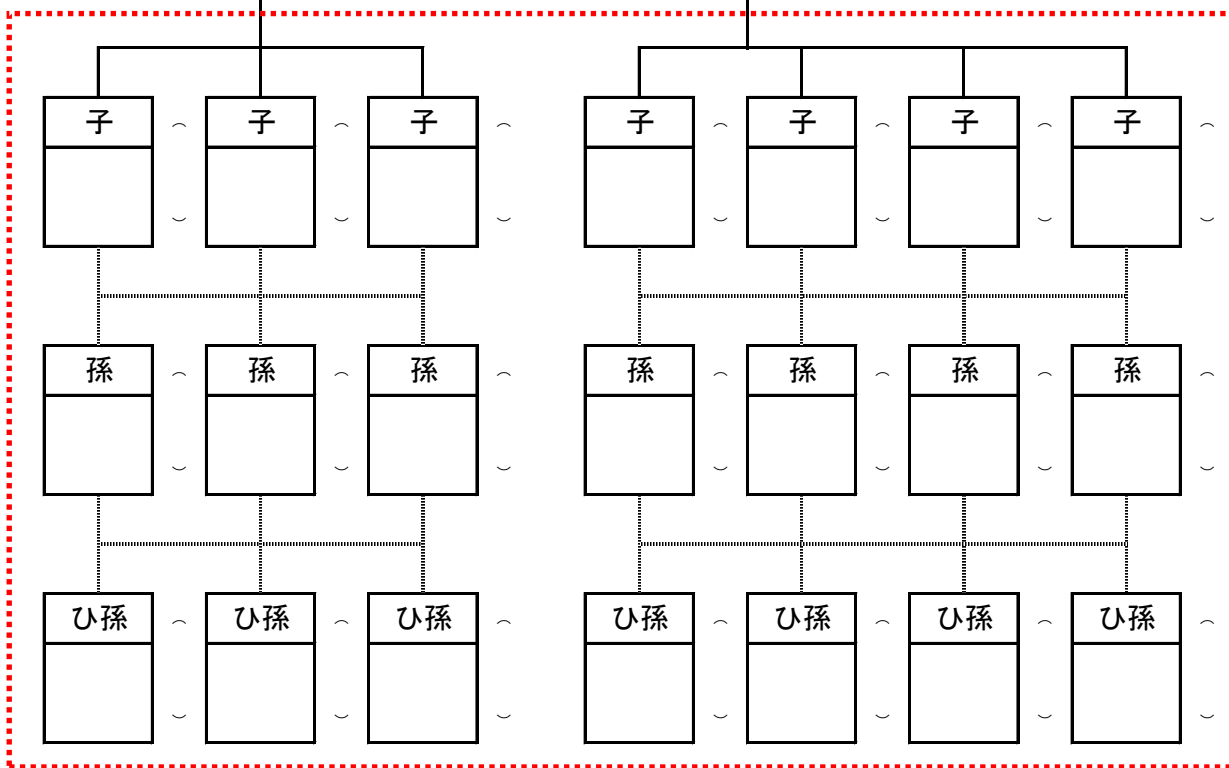
《第3順位》



常に相続人



《第1順位》



相続順位	法定相続人	法定相続分			
		配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹
1	配偶者と直系卑属	1/2	1/2	—	—
2	配偶者と直系尊属	2/3	—	1/3	—
3	配偶者と兄弟姉妹	3/4	—	—	1/4
4	配偶者のみ	全部	—	—	—

- 第1順位 直系卑属（被相続人の子供）
（代襲相続人は、相続人の子、孫、ひ孫・・・）
- 第2順位 直系尊属（被相続人の父母（または祖父母））
- 第3順位 兄弟姉妹（代襲相続人は、相続人の子のみ）
（半血兄弟の相続分は全血兄弟の1/2）

※前順位者が存在しない場合に、後順位者が相続人となる

メモ

はんしん 相続定期預金

絆

きずな

家族の想いをつないでゆく、
あたらしいカタチ。
大切な人から受け継がれる証。

預入金額

100
万円以上^{※1}

適用金利

0.3%
上乘せ^{※2}
(税引き後)
0.239%

預入期間

6か月
満期後
自動継続^{※2}

※1:100万円以上、相続により取得した金額以内

※2:適用金利は当初契約日から初回満期日までとし、自動継続後はスーパー定期6ヶ月物の基準金利が適用となります。

ご利用いただける方^{※1・2いずれも該当}

1 お亡くなりになられた方(被相続人)の相続手続き完了の日から2年以内に、相続による資金をお預け入れいただける個人の方。

2 当金庫営業エリア内に居住、または勤務している個人の方。



ひと、まち、きずな大切に。
飯能信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/hanno/>

HPIはこちらから



LINEはこちらから



2022.6

はんしん相続定期預金「絆」

ご利用いただける方 (1) (2) いずれも該当	(1) 被相続人の相続手続き完了の日から2年以内に、相続による資金をお預け入れいただける個人の方 (2) 当金庫営業エリア内に居住、または勤務している個人(個人事業主含む)の方
預入期間	6ヶ月(満期後は自動継続の扱いとなります)
預入	(1) 預入方法 一括預入
	(2) 預入金額 100万円以上 ※相続により取得した金額を上限とします。
	(3) 預入単位 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1) 適用金利 店頭表示金利に0.3%の上乗せ(税引き後0.239%) ※適用金利は当初契約日から初回満期日までとし、自動継続後はスーパー定期6ヶ月物の基準金利が適用となります。 ※定期預金満期日以降のお利息は、解約日または書替日における当金庫所定利率により計算します。
	(2) 利払方法 払戻時に一括してお支払いします。
	(3) 計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。
税金	受取利息は、源泉分離課税20.315% (所得税・復興特別所得税15.315%、地方税5%)が適用となります。 ※マル優はご利用いただけません。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受ける利子等については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。
中途解約取扱い	原則できません。
必要書類	●当金庫で相続手続きをされた方は(1)(2) ●他金融機関で手続きをされた方は(1)(2)(3) (1)本人確認書類 (2)届出印 (3)以下全ての内容が確認できる書類の提示 ①金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 ②お預入れされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 ③お預入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 【例】 ・金融機関に提出した依頼書の写し ・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ・戸籍謄本の写し ・遺産分割協議書の写し ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの)の写し ・相続人名義の預金通帳等 ・金融機関発行の領収書等の写し ・お預入れ原資が相続により取得した不動産や有価証券の換金代金である場合は 売買契約書や売却代金計算書等 ・生命保険の死亡保険金の場合は、保険会社から送付された保険金等支払い通知書等 ※その他必要に応じて書類の提出を依頼することがございます。
その他注意事項	・店頭(窓口)でのお取扱いのみとなります。 ・本商品は、預金保険制度の対象となります。 ・名義人ご本人さまによるお預け入れに限ります。 ・同一資金でのお預け入れは1回限りです。 ・お一人さまにつき、当金庫本支店のうち、いずれか1店舗のみお預け入れ可能です。 ・金利情勢の大幅な変化があった場合、本商品のお取り扱いを終了させていただく場合がございます。

商号等: 飯能信用金庫
登録金融機関: 関東財務局長(登金)第203号



ひと、まち、きずな大切に。
飯能信用金庫